

「朝鮮総聯」の固定資産税問題

北 野 弘 久

1 はじめに

東京にある「朝鮮総聯」は正式には「在日本朝鮮人総聯合会中央本部」(The General Association of Korean Residents in Japan)である。朝鮮総聯は、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の日本における在外公館の役割を果たしている。事実、東京都は、美濃部亮吉知事時代から過去約40年にわたって、「外交関係に関するウィーン条約」(1964年条約14号)23条〔公館に対する税の免除〕などの趣旨に基づいて朝鮮総聯を在外公館に準ずるものとして本件固定資産(本件朝鮮中央会館とその敷地)につき固定資産税・都市計画税(以下、「固定資産税等」という)の免税扱いをしてきた。ところが、2003年7月になって、東京都は、突如として従来を取扱いを止めて朝鮮総聯に対して本件固定資産につき固定資産税等を課税するようになった。課税するに至った一番大きな原因は、石原慎太郎東京都知事の考え方の変更にあると見られている。何故なら、ここ40年間、そして現在においても朝鮮総聯の機能および本件固定資産の利用の実態には変化はなく、また都税条例等の法令の変更も全くないからであり、加えて当の石原知事自身がその在任第1期では全く課税をしなかったからである。

事案は、東京都知事に対する審査請求を経て、目下東京地裁に係属中である。朝鮮総聯側代理人は床井茂、松本操、古川健三、金舜植らの弁護士である。

裁判所での争点を中心にこの問題に対する総合的検討を行うこととした

い。

2 事案の概要

朝鮮総聯自体は人格なき社団であるので、その所有固定資産（不動産）の登記ができない。そこで、東京都千代田区富士見 2-14-15 合資会社朝鮮中央会館管理会を設立し、同社の名義で、本件固定資産の登記をしている。

03年7月10日付で、東京都千代田都税事務所長（以下「課税庁」という）が合資会社朝鮮中央会館管理会宛に本件固定資産につき03年度固定資産税等課税処分（以下「本件課税処分」という）を行った。その内容は次のごとくである。固定資産税額は36,691,400円、都市計画税額は7,862,400円。

朝鮮総聯は03年7月25日付で、課税庁に対して都税条例134条4項に基づき上記固定資産税等の全額減免申請書を提出した。課税庁は、03年8月18日付でビザ等の発給事務部門の部分のみについて免除を行った。これによる固定資産税の減免額は1,834,600円、都市計画税の減免額は393,200円。結局、要納付固定資産税額は34,856,800円、要納付都市計画税額は7,469,200円となった。

朝鮮総聯は、03年9月3日付で上記一部免除分を除く本件課税処分の取消を求めて東京都知事に対して審査請求を行った。別途、03年10月6日に、朝鮮総聯は、東京都知事に対して固定資産税等の減免不許可処分について審査請求を行っている。なお、本件課税処分に先立って課税庁の担当者が03年5月20日に本件固定資産について現況調査をしている。

筆者は、早い段階から、本件の理論的対処の仕方について朝鮮総聯から相談を受けていた。03年8月13日に税法学鑑定所見書を取りまとめている。同鑑定所見書は、結論として本件課税処分を都税条例134条1項違反、信義則違反、そして憲法14条の法執行平等原則違反のゆえに違法とするものであった¹⁾。同鑑定所見書は上記2つの審査請求書に証拠として添付され

た。審査庁は、03年12月11日に上記2つの審査請求を併合して口頭審査を行い、筆者は、同日参考人として鑑定証言を行った。

朝鮮総聯は、熟慮のうえ、ひきつづき法的に争うことを表明したうえで、03年9月末に同日まで納期の到来した第1期分、第2期分の本税額(延滞金を含まない)を納付した。これは、日本における在日同胞の置かれた立場に配慮した措置である。審査庁(東京都知事)は、04年2月24日に本件審査請求を棄却した。朝鮮総聯〔形式的には名義人である合資会社朝鮮中央会館管理会〕は、本件課税処分 of 取消しを求めて、04年5月19日に東京地裁に提訴した。筆者は、改めて05年4月に東京地裁へ税法学鑑定所見書を提出した。

3 本件合資会社朝鮮中央会館管理会と朝鮮総聯との関係

東京地裁での訴訟の段階で、課税庁側は、本件課税処分が合資会社朝鮮中央会館管理会宛に行われたものであり、本件固定資産の真の所有者が朝鮮総聯であるかどうかを論ずる必要がないと主張している。納税者側は、固定資産税は所有者課税であり(地方税法343条)、本件固定資産が在外公館的機能を果たしているかどうかは、その所有者が誰であるかということと深い関係があると主張している。そこで、はじめに本件合資会社朝鮮中央会館管理会と朝鮮総聯との関係を検討しておきたい。

朝鮮総聯は、1955年5月25日に結成された。しかし、同組織は人格のない社団であるので、本件固定資産(不動産)を登記するための手段として、合資会社朝鮮中央会館管理会を設立しているわけである。本件固定資産の所有権者は朝鮮総聯であり、本件納税義務者となっている合資会社朝鮮中央会館管理会は、本件固定資産の単なる登記名義人であるにすぎない(甲5号証, 8号証, 9号証, 乙15号証など)。すでに指摘したように、固定資産税は所有者課税の租税であるので、真の所有権者である朝鮮総聯の目的、性格、機能(活動)および本件固定資産の利用の実態が、客観的に解

明されるべきである。

課税庁は、1964年度以来、本件固定資産の所有者が朝鮮総聯であり、その朝鮮総聯が朝鮮民主主義人民共和国（以下、「共和国」という）の日本における大使館的存在として、様々な在外公館の役割を果たしており、本件固定資産の全部が実質的に在外公館の施設としてその固定資産税等の税額の全部を免除してきた。本件課税庁は、登記名義人の変更がある場合を除いて、都税条例の規定²⁾にも拘らずいちいち免除申請をしなくても自動的に税の全部免除をするという取扱いを40年にわたって公然と行ってきた。たとえば、1988年3月の調査復命書（乙5号証）には、「リングにおいて以降の申請不要」と記載されており、また1989年5月のりん〔稟〕議書（乙19号証）には「減免申請書は、原則として、毎年度徴するものであるが、前年度において減免を行い、かつ、当該年度において引き続き減免事由に変更がないと確認できた場合に限り、これを徴しなくても差し支えないものであること」の記載がある。

本件固定資産の所有者は朝鮮総聯であり、納税義務者とされた合資会社朝鮮中央会館管理会（それ以前の名義人を含む）は単なる名義人にすぎないことは、課税庁自身が公然と認知していた。たとえば、甲13号証〔東京新聞1972年7月22日〕は「東京都の美濃部〔亮吉〕知事は、中国と日本との窓口である中日備忘録貿易弁事処駐東京連絡処、朝鮮民主主義人民共和国の窓口である在日本朝鮮人総聯合会中央本部の固定資産税などの地方税を非課税とすることを決定した。現在、外国公館は通達に基づいて非課税措置がとられている。朝鮮総聯は在日朝鮮人にとっては事実上の大使館」であるとして、大使館に準じてその固定資産税等の全部を免除することとしたという（要旨）。甲14号証〔昭和51年3月の朝鮮総聯宛の東京都主税局長の回答〕には「外交使節団の公館にかかる地方税の取扱いについては、昭和28〔1953〕年2月2日付、各都道府県知事あて自治庁次官通達『駐在日外交官及び領事官に対する地方税課税上の待遇について』に基づき固定資産税を免除することとされております（都市計画税及び不動産取

得税についても固定資産税に準じて免除することとしている。)が、我国と朝鮮民主主義人民共和国とは、国交が開かれていないため、同通達に基づく免除の措置を講ずることができないものであります。しかしながら、日朝交流の唯一の窓口である朝鮮総聯中央本部については、本都が推進する市民外交の趣旨からも、また日朝国交正常化を望む国民の立場からも事実上その活動の実態が、外交使節団の公館としての機能を果たしている面が認められること。それに国交が回復した場合には、直ちに外交使節団の公館として位置づけられる性格を有するものであること。これらにより、中央本部についてのみ固定資産税及び都市計画税を、前記通達に準じて課税免除しているものであります」と記載されてある。

乙5号証[1988年3月の調査復命書]には「[本件固定資産(不動産)]の不動産登記簿上の所有者は、関東興業(株)(以前の名義人)であるが、事実上は、人格なき社団である在日本朝鮮人総聯合会中央本部の所有と認められる。[本件固定資産]の使用実態は、共和国の大使館又は領事館等の外交使節団の公館としての機能を果たしている。一般の外交関係である国の公館と実質的に同じと認められる」(要旨)と記載されてある。

以上の一端の紹介で明らかのように、本件課税庁は、40年間、本件固定資産の真の所有者は朝鮮総聯であり、その朝鮮総聯が共和国の日本における在外公館的存在であり、現に共和国の大使館的機能を果たしており、本件固定資産の全部はその大使館的機能を果たす施設であるとして、1953年の自治庁次官通達「駐日外交官及び領事官に対する地方税の課税上の待遇について」および1953年の東京都主税局長通達「駐日外交官及び領事官に対する都税の課税上の取扱について」(以上、乙10号証387頁)の趣旨に配慮して、本件不動産の全部について都税条例134条1項4号および同条例施行規則31条1項により、固定資産税・都市計画税の全部を免除してきた(たとえば、乙6号証、乙8号証、乙9号証、乙19証、甲12号証など)。

課税庁は、本件訴訟の段階になってはじめて、本件固定資産が朝鮮総聯の所有であるかどうか、朝鮮総聯が本件固定資産を通じてどのような活動

をしているかどうかは、論ずる必要がないと主張するにいたった。課税庁としては、厳格に都税条例134条1項4号に該当するとみられる部分のみを本件固定資産からとり出して減免すればよい、という主張である。

ところが、2004年12月14日の課税庁準備書面（2）において、課税庁自身が次のように、本件固定資産の全部について、筆者が上記に明らかにしたのと同じ理由で、その固定資産税・都市計画税の全額を免除してきた事実を自認している。この自認は本件訴訟における課税庁の主張と矛盾する。課税庁の本件訴訟における右主張には理由がなく、その主張するところは事実反する。

すなわち、「東京都千代田都税事務所職員は、訴外関東興業株式会社〔以前の義人〕が、本件建物の新築に伴い、昭和63〔1988〕年3月17日被告〔課税庁〕に対し提出した本件各不動産に係る固定資産税減免申請を受けて、本件不動産の利用状況確認等の実地調査を行った（乙第4号証、乙第5号証）結果、本件建物について次のような事情が認められたことから、本件規則31条1項の『特別の事情があると認められる固定資産』に該当すると判断されたものである（乙第19号証）。本件建物は、朝鮮民主主義人民共和国に関するマスコミ等の記者会見の会場となったり、査証事務等を行っていることから、我国と同国との国交が正常に回復した場合、直ちに外交使節団の公館として位置づけられる性格を有するものであること。本件建物は、我国と朝鮮民主主義人民共和国との間に国交がないにも拘らず、朝鮮総聯の利用を通じて市民外交の推進に寄与していること。

本件建物は、朝鮮総聯中央本部傘下の諸団体の活動を援助し、日朝両国の経済、文化の友好交流等を図り、国際親善に寄与していること。ところで、固定資産の減免については、毎年度、申請に基づいて審査を行ってその適否を判断すべきものであり、本件各不動産についても、次年度以降については、本来であれば、年度毎に、納税義務者からの申請に基づき、その使用実態を調査し、該当条例及び規則に照らして減免の適否を判断すべきであったにも拘らず、特段の事情がない限り、年度ごとの実地調査と

再検討を行う必要がないとの取り扱いがなされ、使用実態の正確な事情を把握しないまま、それが平成14〔2002〕年度まで継続していたものである。」

4 朝鮮総聯と本件固定資産

朝鮮総聯は、日本と国交のない共和国の日本における在外公館的組織である。そのことが共和国自身によって公的に確認されている。すなわち、「朝鮮総聯は、日本で民族の尊厳と自主権、同胞の民主主義的民族権利を擁護するわが共和国の神聖なる海外公民団体である。とりわけ朝鮮総聯は、朝・日両国間に国交がない状態のもとで、日本人民との友好親善のための外交代表部格の使命と役割を遂行している。」(甲15号証の2)³⁾

共和国は、いまのところ日本とは国交がないが、1991年9月に国連加盟が全会一致で承認されている。共和国は、世界158ヶ国(地域を含む)と国交を有する独立国である。

朝鮮総聯は、その共和国の日本における最も重要な在外公館的組織であり、そして本件固定資産の全部がその在外公館的機能を果たすための施設であり、さきに明らかにしたように、課税庁自身が、40年間にわたって現実にそのような機能を果たしている施設として、その固定資産税・都市計画税の全額を免除してきた。

このような国連加盟・国交樹立という世界的動きに加えて、日本国自身が2002年9月17日に「朝日平壤宣言」(甲11号証)をとりまとめたという事実が重く受けとめられねばならない。そこでは両国が「国交正常化」に努力することが公的に確認されている。2004年5月28日に、朝鮮総聯第20回全体大会に小泉純一郎自民党総裁が祝賀メッセージを提出していることも重く受けとめられねばならない(甲16号証)。

国交が正常化すれば、朝鮮総聯と本件固定資産の全部が名実ともに共和国の大使館そのものとなる。

5 都税条例134条 1項違反

朝鮮総聯は、日本における在外公館的組織として、現に本件固定資産の全部の利用を通じて、共和国への在日朝鮮人と日本人の渡航手続業務など、共和国からの来日に関する身元引受、関係官庁との交渉窓口、日本との文化交流、在日朝鮮人の広範な人権擁護活動・民族教育活動、共和国と日本を含む他国との間の貿易・経済交流の窓口の役割、共和国の宣伝活動、日本政府その他の在日公館（大使館等）、国際機関との交流などの外交活動、人道支援事業その他、の活動をしている。

課税庁は、本件固定資産に対する従来からの固定資産税等の免除は、都税条例134条 1項 4号を根拠としていたと主張する。同条同項同号は「前各号に掲げるものの外、規則で定める固定資産」に対する固定資産税を減免すると規定している。この規定を受けて、東京都都税条例施行規則31条は、「条例第134条第 1項第 4号に該当するものは、賦課期日後火災その他の事由に因り、滅失し、又は甚大な損害を受けた家屋その他特別の事情があると認められる固定資産とする。前項に規定する固定資産に対する固定資産税の減免は、当該事情を考慮して知事の認めるところにより減免する」と規定している。

都税条例134条 1項 2号は、「公益のために直接専用する固定資産（固定資産の所有者に課する固定資産税にあっては、当該所有者が有料で使用させるものを除く。）」に対する固定資産税を減免すると規定している。朝鮮総聯の本件固定資産は、在外公館的機能を果たしているところから、つまりそれ自体公共的・公益的機能を果たしているので、むしろ都税条例134条 1項 2号該当による減免と解するのが文理的にも率直な解釈とみられる。しかし、課税庁は40年前から前出の都税条例134条 1項 4号、同規則31条 1項の「その他特別の事情」該当による減免であると主張していたという。

筆者は、本稿では課税庁の右解釈に従うこととしたい。

都税条例134条1項は、「知事において必要があると認めるもの」と規定し、また、都税条例施行規則31条2項は、「前項に規定する固定資産に対する固定資産税の減免は、当該事情を考慮して知事の認めるところにより減免する」と規定している。本来的租税条例主義（国税についての租税法主義に照応）のもとでは、こうした規定は減免するかどうかを執行機関である知事の自由裁量に委ねるという意味ではない。「地方議会のみが課税権を有する」との考え方に立脚する本来的租税条例主義のもとでは知事は厳格に当該地方議会の制定した条例の実体規定により羈束されるのであって、客観的に都税条例134条1項4号に該当する場合には知事は固定資産税等を減免しなければならないのであって、減免しないときは違法となるのである。本来的租税条例主義のもとでは、税法的には執行機関の自由裁量論が妥当する余地が全くない⁴⁾。

この点、課税庁は、2002年2月の「東京都主税局 固定資産税・都市計画税 課税事務提要」(東京都主税局長通達。乙10号証)371頁の「ツ その他特別な事情があると知事の認める固定資産」の(ア)、(イ)の基準に従って、運用している、という。2003年度において、本件不動産のうち、旅券査証発給業務用以外の部分については、右(ア)または(イ)のいずれにも該当しないとして、減免を許容しなかったと主張している。同基準(ア)とは、「課税することが建前であるが、社会通念上、課税することが明らかに不合理であり、かつ、近い将来において、非課税等の立法措置がとられる可能性の強いもの。」、また同基準(イ)とは、「固定資産の使用実態等が都の行政に著しく寄与すると認められ、減免措置に対して都民の合意が容易に得られるもの。」となっている。

本件固定資産の全部が、大使館的施設として広く都民に公開されており、当然に旅券査証発給業務用以外の部分についても同基準の(ア)、(イ)に該当するといわねばならない。課税庁自身は、すでに明らかにしたように、朝鮮総聯が在外公館的役割を果たしており、本件固定資産の全部がその在外公

館的施設として40年間、都税条例134条1項4号、同施行規則31条により、固定資産税・都市計画税の全部を免除してきた。課税庁の主張する運用基準に置き換えれば、同運用基準の(ア)、(イ)に該当するものとして取り扱ってきたものとみられるのである。40年間にわたる課税庁自身のこの対応の事実は、きわめて重い。

すでにふれた40年前の美濃部知事時代からの経緯から言って、本件固定資産の全部に対する固定資産税等の全額免除は、もともと「外交関係に関するウィーン条約」23条の「公館に対する課税免除」の趣旨に配慮したものとみることができる。

さきにも引用した「駐日外交官及び領事官に対する都税の課税上の取扱について」通達では、「大使館の用に供する固定資産及び外交使節の居住の用に供する固定資産で派遣国の所有にかかるものについては、固定資産税を課さない」とされている。課税庁自身の従来への対応は、この通達の趣旨にも配慮したものとみられることについては、すでに指摘したところである。

以上の条約、通達の趣旨をふまえて、本件固定資産については都税条例134条1項4号、同施行規則31条の法的意味を客観的にとらえることが大切である。

以上の検討で容易に知られるように、本件固定資産の全部が固定資産税等の全額免除の対象になるかどうかは、講学上、単なるいわゆる物的課税除外の問題ではなく、その所有主体が朝鮮総聯（外交使節）であることに配慮すべき一種の人的課税除外的性格の問題であるといえよう。

それゆえ、本件に関する都税条例の規定および本件固定資産全部の使用実態に変化がない以上は、課税庁は、従来40年間と同じように、単に旅券査証発給業務用だけでなく、本件固定資産の全部が都税条例134条1項4号、同施行規則31条に該当するものとしてその固定資産税額・都市計画税額の全部を免除すべきであった。

課税庁の本件課税処分が、本件固定資産のうち旅券査証発給業務用以外

の部分について免除しなかったことは、都税条例134条1項4号、同施行規則31条に違反し、違法といわねばならない。

6 信義則違反

信義誠実 (Treu und Glauben) の原則または禁反言 (estoppel) の法理は、法の一般原理 (条理) として私法関係のみならず公法関係にも適用されることは、今日では広く承認されている⁵⁾。

従来、問題になったケースは、行政庁が誤った違法の取扱いを長年にわたって行ってきた場合に、法令の改正がないのに、行政庁が一方向的に従来の取扱いを変更するものであった。そこでは、法適合性の要請と納税者の信頼保護の要請とをどのようにとらえるべきかが問題となった。本件では、従来の課税庁の取扱い自体はすでに検討されたところで明らかなように、妥当かつ適法であり、その取扱いが40年間も公然と行われてきただけに、従来の取扱いの変更をする必要の全くないケースであって、そもそも法の一般原理である信義則を論ずる必要のない場合である。しかし、ここではそのことを措いて検討を進めたい。

最高裁1987年10月30日第3小法廷判決・判例時報1629号91頁は、信義則の法理の適用要件として次のことを判示している。すなわち、課税庁が納税者に対して信頼の対象となる「公的見解」を表示していること、納税者がその表示を信頼しその信頼に基づいて行動したこと、後に右表示に反する課税処分が行われ納税者が経済的不利益を受けることになったこと、納税者が課税庁の右表示を信頼しその信頼に基づいて行動したことについて納税者の責めに帰すべき事由がないこと。この判示は、税法学的にも妥当である。

本件の場合には、乙9号証・甲12号証(昭和46〔1971〕年度固定資産税・都市計画税減額決定通知書)、甲13号証(固定資産税等の全額を減免する理由を報道した東京新聞)などで課税庁の「公的見解」の表示があり、

このことは40年間にわたって「公知の事実」であった。それゆえ、本件は最高裁の右判示の要件を充足している。信義則の法理は、要するに、課税庁の従来の取扱いを信頼し、同取扱いに基づいて当該納税者を中心の一つの法的評価に値する秩序が形成されているもとの、納税者の信頼を裏切つて、従来の取扱いを納税者の不利益に変更することは納税者の法的安定性・法的予測可能性を侵すことから、当該納税者を保護しようとするものである。

この法理は、従来の取扱いを過去に遡って変更する場合のみに適用されるとの考え方もあるが⁶⁾、しかし、将来に向けて取扱いを変更する場合には、通例は、法令の明文改正手続が必要であると解される⁷⁾。何故なら、法令の改正手続が行われる場合であればともかく、納税者としては引き続き将来に向けても同じ取扱いが適用されるであろうとの法的確信を抱き、そのような確信のもとで行動するのが通例であり、当該納税者の法的安定性・法的予測可能性を確保するうえにおいて、将来に向けても一定の場合にこの法理が適用されるものと解すべきであるからである。

本件については、40年間行われた従来の取扱い自体が妥当かつ適法であり、しかも40年間という長期間にわたって「公知の事実」として法的評価に値する一つの秩序が形成されていた。加えて、同秩序は本件納税者に特化した、特殊な、特別の措置ではなく、何人も納得のできる、世界的にも普遍性をもった当然のものであった。

本件においては、課税庁から朝鮮総聯等の関係者を納得させるだけの取扱い変更についての適正な事前手続も全く行われていない。

すでに明らかにしたように、40年間従来の取扱いの法的根拠となった都税条例について全く変更が加えられておらず、また、本件固定資産の全部についてその所有者およびその利用の実態にも何の変更もなかった。

以上により、本件課税処分は、法の一般原理である信義側に違反し、違法であるといわねばならない。

7 平等取扱い原則違反

ある納税者に対して行われた課税処分自体が現行法のもとで適法であるとしても、他の納税者に対して適用されている有利な取扱いを特段の理由がないのに、当該納税者に対して適用しないことは、そのことだけで平等取扱い原則（憲法14条）に違反し、違法となる⁸⁾。

課税庁は、従来、国交回復前の中国の中日備忘録貿易弁事処駐東京連絡処に対して、本件朝鮮総聯と同じ理由で、在外公館に準ずるものとして、固定資産等の全額を免除してきた。現在では、台湾の台北駐日経済文化代表処に対して固定資産税等の全額を免除している。台北駐日経済文化代表処は、「中華民国（台湾）の日本における外交の窓口機関です。民間の機構ではありますが、実質的に大使館や領事館の役割を果たしています」とある（甲30号証）。

本件朝鮮総聯に対する今まで40年間の固定資産税等の全額免除の取扱いこそが妥当であり、かつ適法である。しかし、課税庁がその取扱いを変更して、朝鮮総聯の本件固定資産に対して、台北駐日経済文化代表処などとは異なった不利な扱いをする本件課税処分は、平等取扱い原則に違反し、違法であるといわねばならない。

8 結 語

以上の検討で明らかのように、本件固定資産のうち旅券査証発給業務用以外の部分に対する課税庁の本件課税処分は、都税条例134条1項違反であり、信義則違反であり、さらに平等取扱い原則違反であって、税法学的には疑いもなく違法であり、取り消されるべきである。裁判所が憲法32条の趣旨を踏まえて公正な審理と判断を示すであろうことを期待したい。

1) 詳細については、北野弘久『税法問題事例研究』勁草書房第 部第8章「『朝鮮総連』

への固定資産税課税とその法的検討」参照。

2) 東京都都税条例

（固定資産税の減免）

第134条 左の各号の一に該当する固定資産であつて、知事において必要があると認めるものに対する固定資産税の納税者に対しては、当該固定資産税を減免する。

- 一 生活保護法により生活扶助を受ける者の納付すべき固定資産税に係る固定資産
- 二 公益のために直接専用する固定資産（固定資産の所有者に課する固定資産税にあっては、当該所有者が有料で使用させるものを除く。）
- 三 都の全部又は一部にわたる災害若しくは天候不順に因り、収穫が著しく減じた田畑
- 四 前各号に掲げるものの外、規則で定める固定資産

2（略）

3（略）

4 前三項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書にその事由を証明すべき書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。（以下、略）

東京都都税条例施行規則

（固定資産税の減免）

第31条 条例第134条第1項第4号に該当するものは、賦課期日後火災その他の事由に因り、滅失し、又は甚大な損害を受けた家屋その他特別の事情があると認められる固定資産とする。

2 前項に規定する固定資産に対する固定資産税の減免は、当該事情を考慮して知事の認めるところにより減免する。

3) 2003年10月6日付朝鮮民主主義人民共和国外務省スポークマンの談話。

4) 日本国憲法92条以下の規定により、人々が地方税について納税義務を負うのは、自分たちの代表機関である各地方議会の制定した税条例のみによる。国の法律である地方税法（昭和25法律226号）は、地方税の法源を構成しない。各自治体が国の地方税法の規定に従って課税しようとする場合には、そのことを改めて当該税条例自体において規定しなければならない。当該地方税の租税要件等のすべてが当該税条例自体において完結的に規定されねばならない。国の地方税法の法的性格は、いわゆる枠規定を含めて税条例制定のための標準法である。筆者は、このような考え方を委任租税条例主義と区別する意味で、本来的租税条例主義と呼んでいる。北野弘久『税法学原論・5版』青林書院第5章4「地方税・本来的租税条例主義」、第21章5「本来的租税条例主義論の展開」、同『税法問題事例研究』勁草書房第1部第4章「本来的租税条例主義論の展開」など。ほぼ同旨・金子宏『租税法・9版』弘文堂97, 98頁、清永敬次『税法・6版』ミネルヴァ書房19, 20頁、新井隆一『租税法の基礎理論・3版』日本評論社74-76頁など。

筆者は、租税法主義のもとでは宥恕規定の理解について、たとえば次のように指摘していた。国税徴収法153条1項が「税務署長は、滞納者につき次の各号の1に該当する事実があると認めるときは、滞納処分を停止することができる」（傍点・北野）と規

定しているが、客観的に法所定の各号の1に該当する場合には税務署長は、滞納処分の執行を停止しなければならない、と解すべきである。つまり滞納処分の執行の停止をどうかは税務署長の裁量に委ねられるわけではない。「できる」は「ねばならない」の意味でとらえるべきである、と。北野弘久『税法解釈の個別研究』学陽書房34頁。本来的租税条例主義のもとでは右と同様の議論が成り立つ。都税条例134条1項の「知事において必要があると認めるもの」、都税条例施行規則31条2項の「当該事情を考慮して知事の認めるところにより減免する」などの規定は、知事の裁量に委ねる意味ではない。議会のみが課税権を有するので、条例の実体的要件を客観的に充足する場合には、知事は減免しなければならない義務を負うと解すべきである。

- 5) 東京地裁1965年5月26日判決・行集16巻6号1033頁, 最高裁1987年10月30日第3小法廷判決・判時1629号91頁, 金子宏『租税法・9版』弘文堂130頁以下, 清永敬次『税法・6版』ミネルヴァ書房53頁以下, 北野弘久『税法学原論・5版』青林書院170頁以下。
- 6) 将来への取扱いの変更には信義則の法理が適用されないとするものとして, 東京地裁1965年5月26日判決・行集16巻6号1033頁がある。
- 7) 北野弘久『税法学原論・5版』青林書院172頁。
- 8) 宇都宮地裁1955年11月24日判決・行集6巻12号2817頁など。金子宏『租税法・9版』弘文堂95頁, 清永敬次『税法・6版』ミネルヴァ書房35頁, 北野弘久『税法学原論・5版』青林書院205頁。